

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 川手督也

複数の人々が参加する組織の運営のためには、その運営に関わるルールが必要であり、必ず規約や定款などが定められている。しかし、わが国の農業の9割以上を占める家族農業経営には、それが数千万円の売上高を有する事業体であっても、このような規約あるいは定款のようなものは存在しない。いわゆる家族ぐるみの集団として伝統的・慣習的に農業が行われているのである。そのため、女性や青年農業者の地位の向上・役割の明確化などを図り、家族関係における個の確立を通じて経営・生活の近代化を実現する手法として、家族経営協定が締結されている。

家族経営協定とは、「経営・生活の目標、役割分担や意思決定のあり方、就業・生活条件、経営委譲など自らの経営・生活に関して世帯員相互が話し合いに基づいて締結した取り決め」のことであり、取り決めに文書化し、農業委員会など第三者の立ち会いの下で調印を行うという手続きがとられている。

本論文は、全国の2万7千の農家で締結され、現在もその件数が増加しつつある家族経営協定の歴史的経緯や社会的意義、その制度面を含む今後の課題について、主として社会的、経営学的アプローチによる実証的研究の成果をまとめたものであり、以下の5つの章から構成されている。

第1章では、これまでの関連研究のレビューを行うとともに、家族経営協定の歴史的沿革の見直しによる課題の抽出を行い、第2章では、わが国における家族経営協定の経緯について今日的視点から整理している。この中で、家族経営協定は1960年代に農業後継者対策の一環として普及推進が図られた家族協定にその起源があり、当時は経営主と後継者とに限定され親子協定・父子契約などと呼ばれていたこと、家族経営協定は1990年代に入り、経営体育成や男女共同参画などの有力な手法として見直され、女性を含む家族全員を協定の当事者とする家族経営協定として普及推進が行われたこと、そして1970年代以降に今日の家族経営協定につながる様々な新しい取り組みが各地域で見られたこと、などの点を明らかにしている。

第3章では、家族経営協定関連アンケート調査の分析に基づき、その動向を整理する中で、協定の締結件数は地域的偏りはあるものの増加傾向が続いていること、締結者の範囲が経営主―後継者から経営主夫妻に変化していること、締結内容が経営委譲から役割分担や就業条件を中心に、経営全般、さらには生活面にまで広がりつつあり、締結の項目数も増えていること、締結農家はビジネスサイズの大きい専門的家族経営が多いこと、などを明らかにしている。

第4章では、家族経営協定の実態について分析するため、30年以上の歴史を有する群馬県高崎市や熊本県鹿本町、長野県中野市、愛知県安城市の先駆的な取り組みを取り上げ、地域の悉皆調査に基づき、締結農家の特徴、協定締結の経緯、締結の内容、締結による経営・生活の変化などに関する分析・考察を行っている。

第5章では、前章の実態分析をもとに、家族経営協定の特徴と社会的意義、その背景にある農家の家族構造の変化について分析し、家族経営協定の制度面を含む課題を摘出している。このうち、協定締結のあり方については、地域や農家の状況に合わせた多様なタイプの協定の必要、協定の締結そのものよりも締結に至るプロセスの重視、協定内容の実現の努力、きめ細やかな家族への配慮の必要などを指摘している。

また、家族経営協定の社会的意義は、役割分担や就業・生活条件の改善を通じた個を尊重した農家の家族関係形成の促進、女性・青年のモラル・アップや意識変革と組織的原理による運営方式の導入を通じた経営改善、個を尊重した家族パートナーシップ型経営の形成と経営継承の円滑化にあるとしている。

その背景にある農家の家族構造の変化は、形態は直系家族ではあるが、内実は夫婦単位での暮らしを重視し、しかも自らの自己実現も志向した「直系家族形態をそのままにしての個人化」であること、また、経営改善の前提条件としては、意欲の増大をテコにした能力アップ、責任分担と経営内での役割の明確化、他の経営改善対策との有機的な結合などを実態的に明らかにしている。

最後に、家族経営協定の今後の制度的課題については、協定推進のための制度的支援、税制との不整合性の解消、女性の経営権・財産権の確立、協定の公的な登録制度の新設を前提としたパートナーシップ型経営実現のための新しい法制度の創設の必要性を指摘している。

以上、本論文は全国の家族農業経営で締結されつつある家族経営協定の社会学的・経営学的意義とその制度的課題について実証的に明らかにしたものであり、その研究成果はこれからの家族農業経営の近代化にとって有効な知見を提供するものであり、学術上、応用上寄与するところが大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。